

# 令和 年度介護保険実地指導自主点検表

## 【（介護予防）短期入所療養介護】

調書作成日 令和 年 月 日（ ）

事業者番号	
事業所名	
サービス種類 (該当サービスにチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 介護予防短期入所療養介護
所在地	
記入担当者職・氏名	

### 介護保険実地指導自主点検表の作成について

#### 1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する必要があります。そこで盛岡市では、介護保険サービス提供事業者ごとに、法令、関係通知を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、盛岡市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

#### 2 実施方法

(1) 毎年定期的を実施するとともに、事業所の実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、盛岡市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2) 複数の職員で検討の上点検してください。

(3) 「適・不適・非該当」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。なお、不適・非該当に記載した場合は、備考欄にコメント又は不適に○をした理由を簡潔に記載してください。

(注)本文中の標記については、以下のとおりとします。

法	→ 介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
施行規則	→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
平11厚令37	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
基準条例第62号	→ 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)
平11厚令38	→ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企22	→ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
平11老企25	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12老企36号	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日平12老企36)
平12厚告19	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	→ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告25	→ 厚生労働大臣が定める基準(平成12年2月10日厚生省告示第25号)
平12老企39	→ 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企54	→ 通所リハビリテーション等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)
平12老振24	→ 要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平13老振18	→ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平13老発155	→ 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知)
平15厚労令28	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)の附則(平成15年3月14日厚生労働省令第28号)
平18厚労令35	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
基準条例第63号	→ 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号)
平18厚労告127	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平18老計・老振・老老発0317001号	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
高齢者虐待防止法	→ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第1 基本方針								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
基本方針 【従来型】	事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものになっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第73条第1項 平11厚令37 第141条	第189条	・運営規程 ・重要事項説明書 ・パンフレット等	
	【介護予防】 事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものになっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平18厚労令35 第186条】	【第173条】		
基本方針 【ユニット型】	事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものになっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条の3	第206条		
	【介護予防】 事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮するとともに、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものになっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平18厚労令35 第204条】	【第191条】		

第2 人員に関する基準								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
人員に関する基準								
					法第74条第1項			
1 介護老人保健施設の場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第142条第1項第1号	第190条第1項(1)【第174条】	・勤務表 ・職員名簿 ・出勤簿 ・利用者数がわかる書類	
2 指定介護療養型医療施設の場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第142条第1項第2号	第190条第1項(2)【第174条】	同 上	
3 療養病床を有する病院又は診療所(2に該当するものを除く)の場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員(看護補助者)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第142条第1項第3号	第190条第1項(3)【第174条】	同 上	
4 診療所(2, 3に該当するものを除く)の場合	看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第142条第1項第4号	第190条第1項(4)【第174条】	・勤務表 ・職員名簿 ・出勤簿 ・利用者数がわかる書類	
	また、夜間における緊急連絡体制を整備し、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5 介護医療院の場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第142条第1項第5号	第190条第1項(4)【第174条】	・勤務表 ・職員名簿 ・出勤簿 ・利用者数がわかる書類	

第3 設備に関する基準 【従来型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿 等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 介護老人保健施設の場合	法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第143条第1項第1号 平11厚令37第143条第1項第1号	第191条第1項(1) 【第175条】	・ 平面図	
2 指定介護療養型医療施設の場合	平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第143条第1項第2号	第191条第1項(2) 【第175条】	・ 平面図	
3 療養病床を有する病院又は診療所(2に該当するものを除く)の場合	医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第143条第1項第3号	第191条第1項(3) 【第175条】	・ 平面図	
	消火設備その他非常災害に際して必要な設備を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第143条第2項	第191条第2項 【第175条】		
4 診療所(3に該当するものを除く)の場合	指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第143条第1項第4号	第191条第1項(4) 【第175条】	・ 平面図	
	機能訓練を行う場所、浴室を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	消火設備その他非常災害に際して必要な設備を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第143条第2項	第191条第2項 【第175条】		
5 介護医療院	法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院を除く。)を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第143条第1項第5号		・ 平面図	

第3 設備に関する基準 【ユニット型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿 等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 介護老人保健施設の場合	法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の4第1項	第207条第1項【第192条】	・平面図	
2 指定介護療養型医療施設の場合	平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の4第1項	第207条第1項【第192条】	・平面図	
3 療養病床を有する病院の場合	平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る)に関するものに限る。)を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の4第1項	第207条第1項【第192条】	・平面図	
4 療養病床を有する診療所の場合	平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る)に関するものに限る)を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の4第1項	第207条第1項【第192条】	・平面図	
5 介護医療院の場合	法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の4第1項	第207条第1項【第192条】	・平面図	

第4 運営に関する基準【従来型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【内は予防】	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 対象者	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、指定短期入所療養介護を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第144条	第192条【第176条】	・利用者に関する記録	
2 内容及び手続の説明及び同意	利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第125条準用	第204条、152条を準用【第182条、134条を準用】	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用申込書	
3 指定短期入所療養介護の開始及び終了	居宅介護支援事業者その他のサービス提供者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的にサービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第126条第2項準用	第204条、153条第2項を準用【第182条、135条第2項を準用】	・情報提供書 ・短期入所療養介護計画書	
4 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んではないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第9条準用	第204条、第10条を準用【第182条、10条を準用】	・利用申込書等	
	※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第10条準用	第204条、11条を準用【第182条、11条を準用】	・連絡、紹介等の記録	
6 受給資格等の確認	(1) 指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第11条準用	第204条、12条を準用【第182条、11条を準用】	・被保険者証の写し等	
	(2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、それに配慮して、指定短期入所療養介護を提供するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
7 要介護認定等の申請に係る援助	(1) 要介護認定を受けていない利用申込者については、説明を行い、必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第12条準用	第204条、13条を準用【第182条、13条を準用】	・被保険者証の写し等	
	※ 必要な援助とは、①既に申請が既に行われているかどうかを確認し、②利用申込者の意思を踏まえて申請を促すこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) 更新の申請は、有効期間が終了する遅くとも30日前の間になされるよう、必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
8 心身の状況等の把握	指定短期入所療養介護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第13条準用	第204条、14条を準用【第182条、51の7条を準用】	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録	
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	法定代理受領サービスを受けていない利用者がいた場合、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明を行い、居宅介護支援事業者に関する情報提供等を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第15条準用	第204条、16条を準用【第182条、16条を準用】	・利用者に関する記録	
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第16条準用	第204条、17条を準用【第182条、51条の10を準用】	・居宅サービス計画書 ・利用者に関する記録	

第4 運営に関する基準【従来型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
11 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所療養介護を提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第19条準用	第204条、20条を準用【第182条、20条を準用】	・居宅サービス計画書 ・介護記録、看護記録	
	(2) 指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
12 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した場合、その利用者から利用料の一部として1割相当額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第145条	第193条【177条】	・サービス提供票別表 ・領収証控	
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した場合、その利用者から支払を受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・運営規程(利用料その他の費用の確認) ・サービス提供票別表 ・領収証控	
	(3) 上記(1)、(2)のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第145条	第193条【第177条】	・領収証控 ・車両運行日誌 ・運営規程(通常の実施地域の確認) ・重要事項説明書	
	① 食事の提供に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号)			
	特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合には、食費の基準費用額(特定入所者介護サービス費が利用者に代わり事業者を支払われた場合は、食費の負担限度額)を限度としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 滞在に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合には、居住費の基準費用額(特定入所者介護サービス費が利用者に代わり事業者を支払われた場合は、居住費の負担限度額)を限度としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑥ 理美容代	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑦ ①～⑥のほか指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当を認められるもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
※なお、⑦の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について」(平成12年3月30日老企第54号)に沿って適切に取り扱われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(4) (3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ただし、(3)①から④に掲げる費用に係る同意については、文書によって得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第145条第5項	第193条第5項	・重要事項説明書 ・領収証控		
(5) 利用者から利用料の支払を受けた際、領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第41条第8項		・領収証控		
(6) 上記(5)の領収証には、基準により算定した費用の額及び現に要した費用の額、その他の額の区分を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第65条		同上		
13 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第21条準用	第204条、第22条を準用【第182条】	・サービス提供証明書控(介護給付費明細書代用可)	



第4 運営に関する基準【従来型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
14 指定短期入所療養介護の取扱方針	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行なっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第146条第1項	第194条第1項	・短期入所療養介護計画書 ・介護記録、看護記録等	
	(2) 相当期間以上（おおむね4日以上）にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第146条第2項	第194条第2項	同 上	
	(3) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第146条第3項	第194条第3項	同 上	
	(4) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第146条第4項 平13老発155(身体拘束ゼロへの手引)	第194条第4項【第178条】	・介護記録、看護記録 ・身体拘束に係る記録	
	(身体的拘束禁止の対象となる具体的行為)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	① 徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑥ 車いすやベッドから落ちたり、立ち上がったりに、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
⑪ 自分の意思であけることのできない居室等に隔離する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(5) 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するための事実認識を持っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平13老発155(身体拘束ゼロへの手引)				
(6) 管理者は、「身体拘束廃止委員会」等を設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組んでいるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平13老発155(身体拘束ゼロへの手引)		・改善計画書等		
(7) (4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の1の3の(2)②		・診療録 ・身体拘束に係る記録		
また、当該記録は主治医が診療録に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(8) 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

第4 運営に関する基準【従来型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
15 介護 予防短期 入所療養 介護の基 本取扱方 針 【介護予 防】	(1) 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平18厚労令35 第196条】	【第183条】		
	(2) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うと共に主治の医師の又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
16 介護 予防短期 入所療養 介護の具 体的取扱 方針 【介護予 防】	(1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平18厚労令35 第197条】	【第184条】		
	(2) 管理者は、相当期間以上（概ね4日以上連続して利用する場合）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	※ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防短期入所療養介護計画の提出の求めがあった際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を提出することに協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3 の9の3の(2)の④			

第4 運営に関する基準【従来型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
17 短期入所療養介護計画の作成	(1) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第147条	第195条	・短期入所療養介護計画書 ・協議の記録	
	(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・居宅サービス計画書 ・短期入所療養介護計画書	
	(3) 管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・短期入所療養介護計画書	
	(4) 管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・短期入所療養介護計画書	
	(5) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期療養生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際に、当該計画の提供に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の一の3の(13)			
18 診療の方針	医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第148条 【平18厚労令35第198条】	第196条 【第185条】		
	① 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑦ 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
19 機能訓練	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第149条【平18厚労令35第199条】	第197条 【第186条】	・訓練記録 ・診療録 ・リハビリテーション計画	
20 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第150条【平18厚労令35第200条】	第198条 【第187条】	・診療録 ・看護・介護の記録	
	(2) 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・入浴に関する記録	
	(3) 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・排泄の記録	
	(4) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・排泄の記録	

第4 運営に関する基準【従来型】										
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)		
20 看護及び医学的管理の下における介護	(5) (1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第150条【平18厚労令35第200条】	第198条【第187条】	・介護記録			
	(6) 利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			同上			
21 食事の提供	(1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第151条【平18厚労令35第201条】	第199条【第188条】	・献立表 ・嗜好調査			
	(2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・食事に関する記録、 ・介護記録			
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の9の3の(7)の②		・献立表			
	(4) 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の9の3の(7)の③		・食事に関する記録			
	(5) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状況等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連携が十分にとられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の9の3の(7)の⑤		・食事に関する記録 ・看護、介護の記録			
	(6) 利用者に対して適切な栄養食事相談を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の9の3の(7)の⑥		・相談の記録			
	(7) 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の9の3の(7)の⑦		・検討の記録			
22 その他のサービスの提供	(1) 適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第152条【平18厚労令35第202条】	第200条【第189条】	・行事計画 ・利用者に関する記録			
	(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
23 利用者に関する市町村への通知	指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第26条準用	第204条、第27条を準用【第182条】	・市町村に送付した通知に係る記録			
	① 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
24 管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びその他業務の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第52条準用	第204条、第56条を準用【第182条】	・業務日誌 ・職務分担表等			
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
25 運営規程	次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第153条	第201条【第179条】	・運営規程			
	① 事業の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	③ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	④ 通常の送迎の実施地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	⑤ 施設利用に当たっての留意事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	⑥ 非常災害対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	⑦ その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
なお、⑦の「その他運営に関する重要事項」に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等の行う際の手続について定めておくことが望ましい。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

第4 運営に関する基準【従来型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
26 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条,第101条第1項準用	第204条, 第108条第1項を準用【第182条】	・就業規則 ・運営規程 ・重要事項説明書 ・雇用契約書 ・勤務表	
	(2) 勤務表は原則として月ごとに作成しているか。また、次の項目を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の9の3の(5)の⑦			
	① 従業員の日々の勤務時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 常勤・非常勤の別	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 管理者との兼務関係 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(3) 当該指定短期入所療養介護事業所の従業員によって指定短期入所療養介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条,第101条第2項準用	第204条, 第108条第2項を準用【第182条】			
(4) 短期入所療養介護従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条, 第101条第3項準用	第204条, 第108条第3項を準用【第182条】			
27 定員の遵守	次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはいないか。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第154条	第202条【第180条】	・運営規程 ・利用者名簿	
	① 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者みなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 診療所(②に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
28 地域等との連携	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条, 第139条準用	第204条, 第166条を準用【第182条】	・活動状況記録	

第4 運営に関する基準【従来型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
29 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令37第155条、第103条準用	第204条、第110条を準用【第182条】	・消防計画 ・訓練に関する記録	
	なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者に行わせているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11老企25第3の9の3の(6)			
	また、防災管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	※以下は、施設種別や地域の実情に応じて確認すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ア 火災に関するもの ①消防計画を作成し、所轄消防署に届出ているか。 ②消防計画の内容について、関係者に周知しているか。 ③消防署の立入検査の指示事項について、改善しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
イ 自然災害に関するもの ①水害・土砂災害を含む、地域の実情に応じた非常災害対策計画を作成しているか。 ②非常災害対策計画の内容について、関係者に周知しているか。 ③非常災害対策計画に次の項目が掲載されているか。 ・事業所の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連絡調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
30 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令37第155条、第118条準用	第204条、第144条を準用【第182条】	・対策に関する記録 ・食中毒防止等の研修記録 ・指導等の記録	
	(2) 当該事業所において感染症が発生し、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の9の3の(4)			
	(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11老企25第3の9の3の(4)			
31 掲示	指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制等の重要事項を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令37第155条、第32条準用	第204条、第34条を準用【第182条】		
32 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令37第155条、第33条第1項準用	第204条、第35条第1項を準用【第182条】	・雇用時の取り決め等	
	(2) 当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第33条第2項準用	第204条、第35条第2項を準用【第182条】	同 上	
	(3) サービス担当者会議等において、利用者(家族)の個人情報を用いる場合は利用者(家族)の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条、第33条第3項準用	第204条、第35条第3項を準用【第182条】	利用者(家族)の同意書	

第4 運営に関する基準【従来型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条、第35条準用	第204条、第37条第1項を準用【第182条】		
34 苦情処理	(1) 提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条、準用(第36条第1項)	第204条、第38条第1項を準用【第182条】	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・重要事項説明書等	
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条、準用(第36条第2項)	第204条、第38条第2項を準用【第182条】	・苦情に関する記録	
	(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の1の3の(23)②			
	(4) 市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条、準用(第36条第3項)	第204条、第38条第3項を準用【第182条】	・指導等に関する記録	
	(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条、準用(第36条第4項)	第204条、第38条第4項を準用【第182条】	・報告書	
	(6) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条、準用(第36条第5項)	第204条、第38条第5項を準用【第182条】	・指導等に関する記録	
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条、準用(第36条第6項)	第204条、第38条第6項を準用【第182条】	・報告書	
35 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条、準用(第37条)	第204条、第40条を準用【第182条】	・事故対応マニュアル・事故記録等	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・事故記録	
	(3) 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の1の3の(25)③			
36 会計の区分	指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第155条、準用(第38条)	第204条、第41条を準用【第182条】	・会計関係書類	

第4 運営に関する基準【従来型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
37 記録の 整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第 154条の2	第203条 【第181条】	・職員名簿 ・設備備品台 帳、会計関係 書類	
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37 第 154条の2	第203条 【第181条】	・短期入所療 養介護計画書 ・サービス提 供の記録 ・市町村への 通知に係る記 録 ・身体拘束等 に関する記録 ・苦情に関す る記録 ・事故に関す る記録	
	① 短期入所療養介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 条例第20条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 条例第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 条例第27条の規定を準用する市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 条例第38条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 条例第40条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
※ 指定短期入所療養介護の提供に関する記録には診療録が含まれる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					



第4 運営に関する基準【ユニット型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 対象者	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、指定短期入所療養介護を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第144条準用)	第216条(第192条準用)	・利用者に関する記録	
2 内容及び手続の説明及び同意	利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。 <input type="checkbox"/> 重要事項に関する規程の概要 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・利用定員(空床利用型の特養を除く。) ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・その他運営に関する重要事項 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制等 <input type="checkbox"/> 第三者評価の実施状況等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第125条を準用)	第216条(第204条中の第152条を準用)	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用申込書	
3 指定短期入所療養介護の開始及び終了	居宅介護支援事業者その他のサービス提供者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的にサービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第126条第2項を準用)	第216条(第204条中の第153条第2項を準用)	・情報提供書 ・短期入所療養介護計画書	
4 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んではないか。  ※特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第9条を準用)	第216条(第204条中の第10条を準用)	・利用申込書等	
5 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第10条を準用)	第216条(第204条中の第11条を準用)	・連絡・紹介等の記録	
6 受給資格等の確認	(1) 指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認しているか。 (2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、それに配慮して、指定短期入所療養介護を提供するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第11条を準用)	第216条(第204条中の第12条を準用)	・利用者に関する記録	
7 要介護認定等の申請に係る援助	(1) 要介護認定を受けていない利用申込者については、説明を行い、必要な援助を行っているか。  ※必要な援助とは、①既に申請が既に行われているかどうか確認し、②利用申込者の意思を踏まえて申請を促すこと。 (2) 更新の申請は、有効期間が終了する遅くとも30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第12条を準用)	第216条(第204条中の第13条を準用)		
8 心身の状況等の把握	指定短期入所療養介護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第13条を準用)	第216条(第204条中の第14条を準用)	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録	
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	法定代理受領サービスを受けていない利用者がいた場合、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明を行い、居宅介護支援事業者に関する情報提供等を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第15条を準用)	第216条(第204条中の第16条を準用)	・利用者に関する記録	
10 居宅サービス計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第16条を準用)	第216条(第204条中の第17条を準用)	・居宅サービス計画書 ・利用者に関する記録	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所療養介護を提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第19条を準用)	第216条(第204条中の第20条を準用)	・居宅サービス計画書 ・短期入所療養生活介護計画 ・介護・看護記録 ・診療録	

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
12 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した場合、その利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の5第1項	第208条第1項【第193条】	・サービス提供票別表 ・領収証控	
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期療養生活介護を提供した場合、その利用者から支払を受ける利用料の額と居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の5第2項	第208条第2項【第193条】	・運営規程(利用料その他の費用の確認) ・サービス提供票別表 ・領収証控	
	(3) (3) 上記(1)、(2)のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の5第3項	第208条第3項【第193条】	・領収証控 ・運営規程 ・重要事項説明書	
	① 食事の提供に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合には、食費の基準費用額(特定入所者介護サービス費が利用者に代わり事業者を支払われた場合は、食費の負担限度額)を限度としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 滞在に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合には、居住費の基準費用額(特定入所者介護サービス費が利用者に代わり事業者を支払われた場合は、居住費の負担限度額)を限度としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑥ 理美容代	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑦ ①～⑥のほか指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
※なお、⑦の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について」(平成12年3月30日老企第54号)に沿って適切に取り扱われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
(4) (3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。ただし、(3)①から④に掲げる費用に係る同意については、文書によって得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第145条	第193条	・領収証控 ・運営規程 ・重要事項説明書		
(5) 利用者から利用料の支払を受けた際、領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第41条第8項		・領収証控		
(6) 上記(5)の領収証には、基準により算定した費用の額及び現に要した費用の額、その他の額の区分を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第65条				
(7) 領収証に、医療費控除の対象となる額を明示して記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※平成12年6月12日厚生省事務連絡「介護保険制度化での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱について」				
13 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第21条を準用)	第216条(第204条中の第22条を準用)	・サービス提供証明書控(介護給付費明細書代用可)	
14 指定短期入所療養介護の取扱方針	(1) 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の6第1項	第209条第1項	・利用者に関する記録 ・介護記録	
	※ 利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(2) 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の6第2項	第209条第2項	・利用者に関する記録 ・介護記録		

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
14 指定短期入所療養介護の取扱方針	(3) 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の6第3項	第209条第3項		
	(4) 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の6第4項	第209条第4項	・利用者に関する記録 ・介護記録	
	(5) ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の6第5項	第209条第5項		
	(6) 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の6第6項	第209条第6項	・身体拘束に関する記録	
	(7) (6)の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の6第7項	第209条第7項		
	(8) 自ら提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の6第8項	第209条第8項	・評価を実施した記録	
14 介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針【介護予防】	(1) 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平18厚労令35第215条、第196条準用】	【第202条、第183条準用】		
	(2) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うと共に主治の医師の又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
15 短期入所療養介護計画の作成	(1) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12、第147条準用	第216条、第195条準用	・短期入所療養介護計画書 ・協議の記録 ・居宅サービス計画	
	(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 管理者は、短期入所療養介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期療養生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際に、当該計画の提供に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
16 介護予防短期入所療養介護の 具体的取扱方針 【介護予防】	(1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平18厚労令35第215条, 第197条】	【第202条, 第184条準用】		
	(2) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。  ※ 介護予防サービス計画に基づきサービス提供している指定介護予防支援事業者から介護予防短期入所療養介護計画の提出の求めがあった際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を提出することに協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
17 診療の方針	医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12, 第148条準用【平18厚労令35第215条, 第198条準用】	第216条, 第196条準用【第202条, 第185条準用】		
	① 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほか行ってはならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑦ 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
18 機能訓練	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12, 第149条準用【平18厚労令35第210条, 第199条準用】	第216条, 第196条準用【第202条, 第186条準用】	・リハビリテーションに関する記録 ・診療録	

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
19 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の7【平18厚労令35第212条】	第210条【199条】	・利用者に関する記録  同 上  ・利用者に関する記録	
	(2) 利用者の日常生活における家事（食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど）を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。  ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援をおこなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(6) (1)～(5)のほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(7) 利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
20 食事の提供	(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の8【平18厚労令35第213条】	第211条【第200条】	・献立表 ・嗜好調査 ・食事に関する記録 ・検食簿	
	(2) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意志を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
21 その他のサービスの提供	(1) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的にこれらの活動を支援しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の9【平18厚労令35第214条】	第212条【第201条】		
	(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
22 利用者に関する市町村への通知	指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第26条を準用)【平18厚労令35第210条、195条中の第50条の3を準用】	第216条(第204条中の第27条を準用)【第197条(第182条中の第24条を準用)】	・市町村に送付した通知に係る記録	△通知をしていない。
	① 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
23 管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びその他業務の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第52条を準用)【平18厚労令35第210条、195条中の第52条を準用】	第216条(第204条中の第56条を準用)【第197条(第182条中の第54条を準用)】	・組織規程 ・業務日誌 ・職務分担表等	
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
24 運営規程	次に掲げる事項を内容とする運営規程を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の10【平18厚労令35第207条】	第213条【第194条】	・運営規程	
	① 事業の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④ 通常の送迎の実施地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 施設利用に当たっての留意事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 非常災害対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑦ その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
25 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の10の2【平18厚労令35第208条】 平11老企25第3の9の3の(5)の⑦	第214条【第195条】	・就業規則 ・運営規程 ・重要事項説明書 ・雇用契約書 ・勤務表	
	(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	上記の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
③ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
26 定員の遵守	(3) (3) ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・勤務表	
	ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
26 定員の遵守	(4) (4) 短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・研修の記録	
	次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	① ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において、入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
26 定員の遵守	② ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において、入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において、入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
27 地域等との連携	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図る等の地域との交流に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第139条を準用)【平18厚労令35第210条、195条中の第140条を準用】	第216条(第204条中の第166条を準用)【第197条(第182条中の第141条を準用)】	・活動状況記録	

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
28 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第103条を準用)【平18厚労令35第210条, 195条中の第120条の4を準用】	第216条(第204条中の第110条を準用)【第197条(第182条中の第105条を準用)】	・消防計画 ・訓練に関する記録	
	なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者に行わせているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の9の3の(6)			
	また、防災管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	※以下は、施設種別や地域の実情に応じて確認すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	ア 火災に関するもの ①消防計画を作成し、所轄消防署に届出ているか。 ②消防計画の内容について、関係者に周知しているか。 ③消防署の立入検査の指示事項について、改善しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
イ 自然災害に関するもの ①水害・土砂災害を含む、地域の実情に応じた非常災害対策計画を作成しているか。 ②非常災害対策計画の内容について、関係者に周知しているか。 ③非常災害対策計画に次の項目が掲載されているか。 ・事業所の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連絡調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
29 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第118条を準用)【平18厚労令35第210条, 195条中の第121条を準用】	第216条(第204条中の第144条を準用)【第197条(第182条中の第122条を準用)】	・対策に関する記録 ・食中毒防止等の研修記録 ・感染症防止マニュアル	
	(2) 当該事業所において感染症が発生し、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の9の3の(4)			
	(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25第3の9の3の(4)			
30 掲示	指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制等の重要事項を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第32条を準用)【平18厚労令35第210条, 195条中の第53条の4を準用】	第216条(第204条中の第34条を準用)【第197条(第182条中の第31条を準用)】		
31 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第33条を準用)【平18厚労令35第210条, 195条中の第53条の5を準用】	第216条(第204条中の第35条を準用)【第197条(第182条中の第32条を準用)】	・雇用時の取り決め等	
	(2) 当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) サービス担当者会議等において、利用者(家族)の個人情報を用いる場合は利用者(家族)の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・利用者(家族)の同意書	
32 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11厚令37第155条の12(第155条中の第35条を準用)【平18厚労令35第210条, 195条中の第53条の7を準用】	第216条(第204条中の第37条を準用)【第197条(第182条中の第34条を準用)】			

第4 運営に関する基準【ユニット型】								
点検項目	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
33 苦情処理	(1) 提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令37 第155条の12(第155条中の第36条を準用)【平18厚労令35第210条、195条中の第53条の8を準用】	第216条(第204条中の第38条を準用)【第197条(第182条中の第35条を準用)】	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・重要事項説明書等	
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・苦情に関する記録	
	(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11老企25第3の1の3の(23)②			
	(4) 市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・指導等に関する記録	
	(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・報告書	
	(6) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・指導等に関する記録	
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・報告書	
34 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令37 第155条の12(第155条中の第37条を準用)【平18厚労令35第210条、195条中の第53条の10を準用】	第216条(第204条中の第40条を準用)【第197条(第182条中の第37条を準用)】	・事故対応マニュアル ・事故記録等	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・事故記録	
	(3) 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11老企25第3の1の3の(25)③			
35 会計の区分	指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令37 第155条の12(第155条中の第38条を準用)【平18厚労令35第210条、195条中の第53条の11を準用】	第216条(第204条中の第41条を準用)【第197条(第182条中の第38条を準用)】	・会計関係書類	
36 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平11厚令37 第155条の12、第154条の2準用【平18厚労令35第210条、194条を準用】	第216条、第203条準用【第197条(第181条を準用)】	・職員名簿 ・設備備品台帳 ・会計関係書類	
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・短期入所療養介護計画書 ・サービス提供の記録 ・市町村への通知に係る記録 ・身体拘束等に関する記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録	
	① 短期入所療養介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	② 条例第20条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③ 条例第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	④ 条例第27条の規定を準用する市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤ 条例第38条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥ 条例第40条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
※ 指定短期入所療養介護の提供に関する記録には診療録が含まれる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					



第5 変更の届出等

点検項目	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又 は不適の理由)
変更の届 出等	(1) 事業所の名称及び所在地その他厚生省令(平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条)で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第75条	・届出書類の 控	
	① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名) ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。) ④ 事業所の第190条第1項各号の規定のいずれの適用を受けるものかの別 ⑤ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 ⑥ 入院患者又は入所者の定員(当該事業所が第190条第1項(4)に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあっては、入院患者の推定数を含む。) ⑦ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑧ 運営規程 ⑨ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(2) 当該事業を廃止又は休止するときは、1箇月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			